

令和8年9月1日より EU・英国 向け盆栽 新ルール開始

詳細は裏面をご確認ください

EU・英国の要求に適合した盆栽の輸出及び
適正な輸出検疫の実施に御協力くださいますよう
お願いいたします。



植物防疫所

農林水産省

EU加盟国及び英国向け盆栽の輸出に関する重要なお知らせ

EU加盟国及び英国（以下、「EU等」）向けに盆栽を輸出するためには、新たに制定された要領に基づき、適切な管理・手続きが必要です。これまでの手続き等から変更となる主な内容は以下のとおりです。

① 生産園地の登録及び管理（登録の申請が必要）

- 植物防疫所による生産園地の登録を受けた上で、病虫害の防除、棚上での栽培等の管理が必要になります
- 連続して栽培地検査が実施されている生産園地においては、初年度に登録を受ければ、それ以降の申請は必要ありません

② 栽培地検査中の記録作成（適切な管理の証明）

- 過去の管理状況を確認できるよう、写真等による記録作成をお願いします
- 樹種・植付年・規格（大きさ）などに分けし、標識が確認できる構図で写真や動画を撮影してください

③ 標識の仕様・管理の見直し（識別性の強化）

- 標識の色を黄色とした上で、園地外へ持ち出せないことの明示が必要になります（ただし、既に取り付けられている標識は引き続き有効であり、新しい標識への交換は不要です）
- 標識は取り外せないよう、盆栽の主幹に取り付ける必要があります

④ マメコガネ等の発生状況の確認（調査の申請が必要）

- マメコガネ等の発生がないことを確認するため、生産園地の調査の申請が必要になります

⑤ 輸出前の目視検査における対応の見直し（特殊盆栽のみ）

- 目視検査において特殊盆栽から病虫害が検出された場合には、その盆栽の生産園地は登録取消しとなり、その盆栽のみならず、同じ生産園地で栽培された特殊盆栽を輸出できなくなります
- 盆栽の輸送中の汚染防止措置に加え、輸出直前に追加的な消毒を行うなど病虫害の付着がないようにしてください

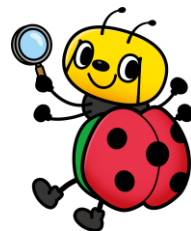
⑥ 生産園地の登録取消し・欠格期間（不正等への厳格な対応）

- EU等の要求を満たさない不適切な管理や不正行為が認められた場合には、生産園地の登録が取り消され、輸出のためには、再度①の登録を受ける必要があります
- 悪質な不正行為が認められた場合には、生産園地の再登録ができない期間が指定され、さらに長期間EU等向け盆栽の輸出ができなくなります

本要領の施行日：令和8年9月1日

施行日より、新たに制定される要領に基づく対応を開始します

- 9月に受検する栽培地検査までに生産園地の登録申請が必要です
- EU等向けに盆栽を輸出する場合には、生産園地の調査の申請が必要です
- 令和9年度以降に標識を取り付ける盆栽については、新しい仕様（黄色）の標識が必要です



植物防疫所のお問合せ先

横浜植物防疫所	電話 045-211-7155 Fax 045-211-2171
名古屋植物防疫所	電話 052-651-0114 Fax 052-651-0115
神戸植物防疫所	電話 078-331-2384 Fax 078-391-1757
門司植物防疫所	電話 093-280-4319 Fax 093-321-0481
那覇植物防疫事務所	電話 098-868-1679 Fax 098-861-5500

